

No. 38

市町村名	担当部課名	T E L	直通・内線	F A X
阿久比町	建設経済部 建設環境課	0569-48-1111	内線 1211	0569-49-0057
住 所	〒470-2292 知多郡阿久比町卯坂字殿越50		担当者氏名	酒向 亮太
U R L	http://www.town.agui.lg.jp/		E-mail	kankyo@town.agui.lg.jp

(1) 【 補助金額 】

(単位：円)

人槽区分	限度額	特定地域	人槽区分	限度額	特定地域
5人槽	240,000	—	11～20人槽	補助しない	—
7人槽	300,000	—	21～30人槽	補助しない	—
10人槽	360,000	—	31～50人槽	補助しない	—
			51人槽以上	補助しない	—

(2) 【 令和3年度の補助計画基数 】

(単位：基)

5人槽	7人槽	10人槽	11～20人槽	21～30人槽	31～50人槽	51人槽以上	合 計
	10						10

前年度実績基数（4基）

(3) 【 補助対象地域 】

・次の区域を除く区域

- ①下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項及び第25条の11第1項の規定により事業計画の認可を受けた区域
- ②土地区画整理事業予定区域

(4) 【 特定地域の有無 】 無

(5) 【 補助対象条件 】

- ①専用住宅（主に居住の用に供する建物又は延床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物）に浄化槽を設置しようとする者
- ②既設のみなし浄化槽又は汲み取り便槽を撤去し、同一敷地内に浄化槽を設置する者
※浄化槽とは浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽であつて、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という）除去率90%以上、放流水のBOD20mg/l以下の機能を有するとともに「浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」（平成4年10月30日付衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）が適用される浄化槽にあつては、同指針に適合するもの

(6) 【 欠格要件 】

- ①浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する者
- ②住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- ③住宅等を販売又は賃貸する目的で浄化槽を設置する者
- ④11人槽以上の浄化槽を設置する者
- ⑤別表1に示す、浄化槽設置整備事業実施要綱第3の（7）に定める環境配慮型浄化槽でない浄化槽を設置する者

※別表1（第3条関係）

浄化槽の消費電力が表1の消費電力以下であること

(W)

人槽区分	消費電力 (通常型)	消費電力 (BOD10mg/l以下)	消費電力 (りん除去型)
5 人	39	53	83
7 人	55	75	90
n (10人以上)	$n \times 7.5$	$n \times 10.2$	$n \times 15.7$

- ⑥補助金の交付を申請しようとするときに、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項及び第25条の11第1項の規定により事業計画の認可を受けた区域、土地区画整理事業予定区域及び集落排水事業区域に居住している者又はそれ以外の区域に居住し既に浄化槽を設置又は使用している者
- ⑦公共事業の移転補償として浄化槽の設置に係る補償を受けようとする者

(7) 【 補助金交付申請書に添付する書類 】

- ①審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認済証及び建築確認申請書（し尿浄化槽調書添付）の写し
- ②設置場所の案内図

- ③配置図及び配管図
- ④建物平面図
- ⑤浄化槽工事の請負契約書及び見積書の写し
- ⑥住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- ⑦浄化槽機能保証制度に基づいた保証登録証（市町村用）
- ⑧登録浄化槽管理票（C票）
- ⑨浄化槽設備士免状（昭和62年度以前に資格を取得した者にあつては、小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会修了証書）の写し
- ⑩全国浄化槽推進市町村協議会の登録証の写し
- ⑪型式適合認定書の写し
- ⑫型式適合認定書別添仕様書及び図面の写し
- ⑬補助金の交付を申請しようとするときに、既に浄化槽を設置又は使用していないことがわかる書類又は写真
- ⑭その他町長が必要と認める書類

※みなし浄化槽を撤去して浄化槽を設置する者が補助金の交付を受けようとする時

- ①～⑭
- ⑮浄化槽法定検査結果書、保守点検記録、清掃実施記録それぞれの写し及び設置状況写真
- ⑯配置図及び配管図
- ⑰撤去費に係る見積書の写し

※汲み取り便槽を撤去して浄化槽を設置する者が補助金の交付を受けようとする時

- ①～⑭
- ⑮清掃実施記録の写し及び設置状況写真
- ⑯配置図
- ⑰撤去費に係る見積書の写し

（８）【 実績報告書に添付する書類及び提出期限 】

- ・提出期限：事業完了後1ヶ月以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い期日
- ①浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあつては、自ら行うことができることを証明する書類）
- ②浄化槽法定検査依頼書の副本及び浄化槽法定検査契約書の写し
- ③町職員による中間検査の写真を含む工事写真
- ④浄化槽設備士が確認した検査表
- ⑤補助事業に係る支払い領収書及び内訳書の写し
- ⑥浄化槽使用開始報告書の写し又は浄化槽工事完了報告書の写し
- ⑦みなし浄化槽を撤去したときは、みなし浄化槽使用廃止届書（愛知県受理済み）の写し
- ⑧その他町長が必要と認める書類

※浄化槽の設置と併せてみなし浄化槽又は汲み取り便槽を撤去し、補助金の交付を受ける時

- ①～⑧
- ⑨みなし浄化槽又は汲み取り便槽撤去工事の施工写真
- ⑩みなし浄化槽又は汲み取り便槽を適正に処理した証拠書類（マニフェスト）の写し
- ⑪みなし浄化槽又は汲み取り便槽の最終清掃実施記録の写し

（９）【 その他 】

みなし浄化槽又は汲み取り便槽から浄化槽へ転換する場合、撤去費補助として、上限9万円の上乗せ補助を行っている

※上記以外で不明な点があれば、担当窓口までお問い合わせください